

令和 8 年度 「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止などのための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童はいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民、関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う学年、学級活動を実施する。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、みな頑張り目標を推進する。

みんな、なかよく さわやかな あいさつ きかた しっかり

②いじめの早期発見のための措置

- ・定期的な調査アンケートを原則年3回、7月・12月・2月に実施する。
- ・保護者がいじめに関する相談を行うことができるように教育相談日を設ける。

③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、PTA 研修会、1000 カ所ミニ集会を行う。また、主に高学年児童に向け、外部講師による SNS の正しい使い方についての授業を実施する。主に低・中学年児童に向け、道徳の学習を通じて、相手の気持ちを考えたり、善し悪しを判断したりする道徳的心情を育む。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉校長 教頭 生徒指導主任 学年主任 生徒指導担当職員 カウンセラー
〈活動〉アンケート調査並びに教育相談に関すること。児童の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。
〈開催〉月1回を定例会とする。ただし、生徒指導部会において行う。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要な場合は、保護者の理解を得ながら、一定期間、別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間で争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等関係諸機関と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

- ・生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。
 - ①重大事態が発生した旨を船橋市教育委員会にすみやかに報告する。
 - ②教育委員会と協議の上、いじめ対策委員会で対処する。
 - ③上記組織を中心として、事実関係を明白にするための調査を実施する。
 - ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。 ①いじめの早期発見に関すること。 ②いじめ防止等に関する措置に関すること